

## 第11回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年2月21日（火）12:28～13:26

2. 場所：中央合同庁舎第8号館4階427会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、大田弘子（議長）、野坂美穂、長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）齋藤一志、本間正義、三森かおり

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、佐脇参事官

（政府）松本内閣府副大臣、羽深内閣府審議官

（農林水産省）枝元生産局長

4. 議題：

（開会）

1. 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法改正案の骨子について

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 定刻より少し早いですけれども、おそろいになりましたので、これより第11回「農業ワーキング・グループ」を始めます。

本日は、松本副大臣に御出席いただいております。また、大田議長にも御出席いただいております。

飯田座長代理、藤田専門委員、渡邊専門委員は御欠席です。

それでは、ここからの進行は金丸座長にお願いいたします。

○金丸座長 それでは、始めさせていただきます。

本日の議題は「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法改正案の骨子について」です。

先週14日に開催いたしました第10回「農業ワーキング・グループ」において、農林水産省より、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する検討状況を聴取いたしました。当日、私からは、農協に委託販売する生産者に限らず財政支援を行うこと、生産者が出荷先を自由に選べる環境を作ることが必須の条件であり、このような規制改革がしっかりと実現されるよう、法案やその運用の具体化を進めていただきたいと要請いたしました。

また、山本規制改革担当大臣からも、安倍総理が数度にわたり示された方針に沿って、生産者が自由に販売先を選べ、何の気兼ねなく補給金がもらえることが盛り込まれた成案

を早急に示すべきであるとの話がありました。

本日は、農林水産省から、検討中の法律案の骨子に基づいて御説明を聴取し、今、申し上げた観点を中心に、改めて確認をさせていただきたいと思います。

それでは、改正法案の骨子等について農林水産省から御説明をお願いいたします。

○枝元生産局長 農林水産省の生産局長の枝元でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案の骨子」ということで御説明いたしたいと思います。

現在、法案の閣議決定に向けて与党調整等を検討中でございます。その骨子の段階でございます。

まず「I 趣旨」でございますけれども、我が国の生乳の生産量、特に飲用の牛乳需要が減少傾向にあるという中で、今後、需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図る必要がございます。このため、現在、指定団体に委託する生産者のみに財政支援を行ってございますけれども、その生産者の補給金の仕組みにつきまして、1点目は、現在、暫定措置法ということで暫定的な措置としてこの補給金を交付してございます。この暫定法を作った時点においては飲用の牛乳需要が大幅に伸びることを前提に作ってございましたが、先ほど申し上げましたとおり、残念ながら、飲用の需要は減少傾向にあり、その傾向は大きな流れとしては変わらないだろう、そのかわりに乳製品への需要が増加していこうというところでございます。このように環境が変わってございますので、この補給金の交付に関する措置につきまして、この暫定措置法の元法でございます「畜産経営の安定に関する法律」に位置付けることによって恒久的な制度としたいというのが1点ございます。

あと、生産者補給金の交付対象を拡大して酪農経営の安定を図っていきたいということでございます。

この改革は50年ぶりの改革でございます。その視点といたしましては、昨年11月に、私ども政府として決定いたしました農業競争力強化プログラムにその視点が書いてございます。簡単に申し上げますと、生産者が出荷先等を自由に選べる環境のもと、経営マインドをもって創意工夫をしつつ、所得を増大させていくような仕組みを作っていく。その際に、補給金の交付対象に関して、年間の販売計画の仕組みが飲用向け、乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする。部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないように、また場当たりの利用を認めないようなルールとする。条件不利地域対策に関しては、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとする。このような点も考慮しながら、先ほど申し上げました生産者が出荷先等を自由に選べる環境を整備できるような制度にしていくことがプログラムの内容でございます。これに従いまして、今、制度設計をしているということでございます。

続きまして「法律案の概要」でございます。

まず1点目「畜産経営の安定に関する法律の一部改正」でございます。ほかの法律の改

正は、これに伴う形式的な改正という形になりますので、これが中心になります。

まず「(1) 生産者補給金等の交付対象者」でございます。現在は指定団体に委託をする生産者のみに財政支援を行うという形になってございますが、その交付対象者として、独法の農畜産業振興機構、いわゆるalicが、これから申し上げます対象事業者に対して生産者補給交付金または生産者補給金を交付することができるという形にいたします。

この交付金と補給金の違いでございますけれども、交付金というのは、例えば農協ですとか事業者ですとか、生産者からお乳を集めまして乳業のほうにつないでいくという方々に対しては、まずそこに交付金を交付して、そこから補給金が生産者に行くという仕組みになります。あと、自ら生産するような方々については、直接alicから補給金が交付されるという形になりますので、交付金と補給金と法律上は言葉がこのように分かれることになります。

対象事業者といたしましては、アといたしまして、生乳を受託して販売する者。代表例といたしましては今の指定団体がございます。または、生乳買取販売の事業を行う者ということで、現在、生乳を買い取って乳業のほうに売っていらっしゃる事業者。これらの者というのは、自ら生乳の生産、いわゆる酪農をやっているわけではないという者でございます。

イとウは、酪農家そのものでございまして、自ら生産した生乳を乳業者に対して自ら販売する場合と、自ら生産した生乳を自分で加工いたしまして販売するというパターンがございます。

この全てのパターンに対して、以下に述べるような要件に合致する場合には補給金を交付するという事で、指定団体に委託する生産者のみに財政支援を行うということを見直すという、プログラムで決定いたしました仕組みにしたいということでございます。

どういった場合に補給金が補給されるかというのが「(2) 年間販売計画と交付対象数量」ということでございます。これは、プログラムもそうでございますし、規制改革推進会議からいただいた意見もございまして、その補給金を受けようとする事業者に関しては、年間の販売計画を作っていただいて、その上で補給金を交付するという格好になってございます。

①でございます。要は、加工したいという対象事業者は、毎会計年度、生乳等の年間販売計画、これに各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量等を記載していただきますが、これをまず農林水産大臣のほうに提出いただきます。

②といたしまして、大臣は、年間販売計画が省令で定める一定の基準に適合すると認める場合には、交付対象数量、これは加工原料乳の補給金の交付対象となる上限数量でございますが、それを通知するという事でございます。

ここがございます「農林水産省令で定める一定の基準」というのは、実際には省令を決めるときにきちっと決めていくことになりますけれども、現在、3点考えてございます。1点目は、括弧の中でございますが、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引となっ

ていること。2点目といたしましては、(1)のアの事業者、要は酪農家の方から集乳して受託をしたり買い取ったりする者である場合には、その生産者補給金、要は生産者に対して補給金の交付業務が適正に行えること。3点目といたしまして、その対象事業者が乳業者に生乳の販売を行う場合にあっては、用途別の取引を行っていることということでございます。この3点目の用途別取引とは、要は牛乳と加工用の取引をちゃんと別に分けていただきませんと、補給金の対象となる加工用の生乳が区分できませんということでございます。これはアとかイの方に該当することになるかと思えます。今、そういう省令を考えているところでございます。

今、申し上げたような基準に合致する場合には、交付対象数量を生産者の方に通知するわけですが、その対象数量の計算の仕方が③でございます。交付対象数量は、まず、大臣のほうで需給状況等を考慮して総交付対象数量というのを毎年決めてございます。それを基礎として、その年間販売計画で、自分はどれぐらい加工用に回したいということが出てまいりますので、それに基づいて算出をすることになります。

④は、交付対象数量の通知を受けた対象事業者は、その実績なり経費について、大臣及びその対象事業者に販売の委託または販売を行った者に報告する。要は(1)のアの者、生乳を受託したり、買い取ったりしている中間の方については、大臣とともに、その生産者に対しても事業の実績等をきちっと報告せよということで、そこで透明性を確保しようというものでございます。

以上、補給金でございます。年間の販売計画をきちっと作っていただいて、それが安定的な取引であるという場合に、加工に取り組む方であれば、指定団体に出す方、出さない方含めて交付金を交付するというところでございます。

次のページの「(3)集送乳調整金の交付」でございます。プログラム等でいわゆる条件不利地域に対する調整金でございます。農林水産大臣または知事は、以下の要件を満たす事業者をその申請に基づいて指定することができるということで、要件が2つございます。

1つは、定款等におきまして生乳販売の委託・売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合、その他の省令で定める正当な理由がある場合を除き、1または2以上の都道府県の区域において委託または売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。要は、どの地域からもちゃんと集乳をいたしますということ。

あと、イといたしまして、集送乳の業務に関する規程において、集送乳に係る経費の算定方法が一定の基準に従って定められていること。いわゆるプール計算となっていること。

この2点を要件といたしまして、この要件を満たす事業者の申請に基づいて指定をするということでございます。

ここで先ほど座長からもございました運用の話として1点ございますのが、いわゆる部分委託です。この部分委託について、プログラムのほうでもそのルールを決めましょうと。それで現場の生産者が不公平感を感じないように、また場当たりの利用を認めないよう

なルールを決めようということになってございます。これまでは指定団体という農協のみが対応してございましたので、農協法なりの世界というのがございましたが、今回、農協にせよ、その事業者にせよ、今、申し上げたような要件に合致する方が指定される場合には、基本的には、集乳すること、生乳を受託なり買い取ることを拒んではならないということになります。

その際に正当な理由がある場合を除いて拒んではならないということで、その正当な理由がある場合というのはどういう場合か。要は拒んでいい場合というのはどういう場合かというのが、結局は、部分委託の場合のルールになると考えてございます。

現在のところ、これも省令でございますので、省令の中で詰めていくことではございますけれども、今のところは5点考えてございます。

1点目は、生乳生産の季節変動を超えるような変動をする取引を求められた場合。2点目として、短期間の生乳取引を求められるような場当たり的な場合。3点目として、この指定された事業者はプールでやることになりますので、特定の用途仕向けに販売することを条件として取引を求められる場合。例えば自分の生乳は飲用牛乳向けだけにしてほしいとかいうような場合でございます。4点目といたしまして、生乳の品質が指定事業者が定める統一的な基準に満たないような取引を求められる場合。要は、品質の非常に悪いものだけこの事業者に対して取引をしたいという場合。5点目といたしまして、生産した生乳のうち売れ残ったようなものを持ち込むような取引を求められる場合。この5点について正当な理由があるのではないかと考えておりまして、その場合には申し出を拒んでもいいということにしたいと思っております。

逆に言いますと、いわゆる部分的な委託ですね。こちらは指定事業者に出してこちらは別の事業者に出したいというときに、基本的にはそれでやっていくわけですがけれども、その際に、先ほど申し上げたような5点の場合には拒否できるということで、この「正当な理由」というところが部分委託のルールに置きかわるのだろうと考えているところでございます。

こういう指定された者、指定事業者に対しまして、補給金に加えまして集送乳調整金を交付することによりまして、いわゆる条件不利の地域からの集乳もきちっと確保したいということでございます。

あと、(4)といたしまして、大きな改正事項が2つございます。

1つは、今、この補給金と同時に、暫定措置法に載っておりますalicが行っております指定乳製品、例えばバターですとか脱粉ですとか、そういうものの輸入ですとか、買入れ・売戻しについては、今、暫定法にございますので、これもこちらの畜安法のほうに入れ込みまして、この仕組みについても恒久化をするというのが1点。

あと、現在、畜安法にある原料乳に対する措置というのが2つございます。1つは価格安定措置、もう一つが調整保管制度というのがございますけれども、これは、今回、補給金を恒久化する、また機構が行っております輸入等の業務を恒久化することに伴って、畜

安法に元々ございますこの2つの措置については廃止いたしまして、今後はこの補給金制度と機構の輸入措置によりまして法律上対応していくことになります。

2といたしましては、今、申し上げてきましたような業務はほとんどが機構の業務でございますので、独立行政法人農畜産業振興機構法の中に業務を追加する。

あと、恒久化することに伴いまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法を廃止するというところでございます。

施行期日につきましては、国会で順調に御論議いただいで成立させていただければ、計画を作る等々いろいろな準備がございますので、平成30年4月1日を予定してございます。

あと、その他、所要の経過措置等々、対応しているところでございます。

以上、骨子の説明でございます。後ろの3ページと4ページは、今、申し上げたスキームを分かりやすくしたものでございますので、もし御質疑等の中でこちらのほうが分かりやすければ、使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

局長からは、2ページの「集送乳調整金の交付」に記載されている、正当な理由があり拒んでいい場合については、今、5点御検討中というお話をお伺いしたのですけれども、その前の1ページの(2)の②に「農林水産省令で定める一定の基準(年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であること等)」と書いてあるのですが、この基準について再確認させてください。

○枝元生産局長 省令上は、先ほど申し上げたとおり3つを予定しておりますけれども、この「安定的な取引」とは何ぞやというのがあって。

○金丸座長 あと「需要に基づく」というのも誰のどんな需要か。そこも補足説明していただけますか。

○刀禰次長 3ページ真ん中の囲みに示されている①、②、③の3点ですね。

○枝元生産局長 ここの3点は先ほど申し上げた3点でございます。用途別の需要に基づく安定取引。これは基本的には年間の販売計画。御案内のとおり、生乳に関しては夏の需給、冬の需給が逆転いたしますので、基本的には酪農家と事業者と乳業との間で年間で契約をされてございます。その年間を通じて安定的になっているかどうかということを考える際に観点が3点あるのかなと思っています。1つは、月別の乳製品向けの数量が季節変動を超えて増減していないかどうか。あと、短期間のみの乳製品向けの販売をするような計画になっているかどうか。あと、集送乳に当たって品質が適切に確保できることになっているかどうか。この3点を通じて安定的に取引できるかどうかということを担保したいと、今、考えてございます。

○金丸座長 このときに酪農家が年間の計画を立てますよね。計画を立てた段階では、御自身は牛を飼っていらっしゃるから、前年の生産から考えても、その頭数から数量が大体読めますよね。それを計画にしますよね。

○枝元生産局長 はい。

○金丸座長 一方で「需要に基づく」と書いてあるということは、その販売計画を立てた時点で販売先が決まっていけないということですか。

○枝元生産局長 大体4月～3月でやっているのですけれども、通常の場合は乳業と1年契約をいたしますので。今、座長がおっしゃった酪農家という場合ですと、通常は御自分で作るとか、あとはチーズ工房等に委託をして作るとかということなので、ある意味、安定的といえます。多分、季節変動が大きいのはたくさんの量を集める受託や買取の販売事業者の場合ですね。この扱いが一番ポイントにはなってくるのだらうと思います。

○金丸座長 不安定な取引か安定な取引かという合理的な基準というか。安定かどうかというのを判定するのは、販売計画を受け取った農林水産省がやると。

○枝元生産局長 はい。

○金丸座長 そこで、不安定な取引、安定ではない取引というのはどんな取引なのかな。要するに、販売計画を立てますよね。牛が数であるわけだから生産計画が立って、その販売先というのが、例えば自分が複数のところに売ろうとしたら、A、B、Cというところと契約が成立しているということが安定取引と思えばいいですか。

○枝元生産局長 それはまず1つあります。

○金丸座長 それ以外にありますか。

○枝元生産局長 それ以外に、酪農家と思うとちょっとあれかもしれませんが。

○金丸座長 事業者。

○枝元生産局長 事業者ですね。いろいろな集乳をしてきて、それを見ながら売っているという場合。指定団体などもそうですけれども、その際に、御案内のとおり、加工用の需要というのは年間ずっと一定的にございます。夏は牛の乳量というのは減って、他方、飲用の需要が増えます。冬は乳量は増えて、飲用の需要が減る。その間に、加工用というのは、例えばクリスマスとかバレンタインデーとか、幾つかございますが、基本的には年間通して安定的な需要があるということがございます。その中で一番分かりやすいのは、例えば本当に短期的にこの1カ月だけ加工に回しますとか、そういうのはやはり安定していないということになると思っています。

○金丸座長 継続性みたいなものがありますかね。

○枝元生産局長 ええ。

○金丸座長 では、皆さんの意見交換、御質問があればお願いいたします。

どうぞ。

○本間専門委員 今の話の続きですが、生産者ないし事業者から上がってきたものが、各事業者としては安定しているし、問題ないとします。ところが、積み上げてきたときに、農水省が予測している需給と乖離しているという場合にどういうことをするのか。つまり、今は限度数量ということになっているわけですけれども、そのような形で、比例配分で例えば各生産者ないし事業者に割り当ててしまうのか。今のお話を聞いていると、3つ、あ

との基準になると5つ。これに対しても、農水省が予測したものと一致するとは限らないわけですね。

○枝元生産局長 そこは現在もそうですね。3ページにございますけれども、総交付対象数量というのは、審議会の意見を聞いて、私ども、これだけの加工需要があるということでまず決めてございます。今、本間先生がおっしゃったように、積み上げてそれを超えた場合は、これは上限なので、そこまでまだ考えておりませんが、多分、比例配分的に少なくしてもらおうということだと思っております。残念ながら、現状においては加工の需要のほうに供給がなかなか追いついていないので、是非この仕組みを早く作って、様々な事業者の方に参加いただいて、加工のほうの需要を満たしていければいいなと思っております。

基本的には、計画を積み上げて、枠があるとすれば、その計画に載っている数量をまず割り当てるのか、それとも余った分をもっと多く割り当てるのか、そこまで考えておりませんが、そういうことになろうかと。

○本間専門委員 だから、上がってきたものに対して、例えば途中で国が変更を求めていくということがあると生産者は困るわけですね。途中で変更だとか、年々相当に大きな割り当てというか数量が変動するというのは困ることになると思いますので、そのあたりのルールをもう少し明確にしたほうがいい。ルールというよりも、自由にしてほしいというのが基本的な考え方ではあるのです。だから、一旦生産者が決めて上げてきたものに対しては、それをきちんとオーソライズするというようなシステムを確立していただきたい。

○枝元生産局長 基本的には契約自体も大体年間でやっているのですが、年間が基本になっています。ただ、現行法もそうですね、制度的には著しい経済事情の変動だとかの場合には、総交付対象数量を変更できるという規定は今もございますし、多分、新しいこの法律にも入るとは思いますけれども、それを発動したことはこれまででないと思います。

○金丸座長 よろしいですか。

そのほかございますか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 今の続きで確認なのですが、今回のプログラムでは補給金の交付基準について、酪農家の自主的な生産計画、販売計画に基づく経営を妨げない経営マインドと言っていたと思うのです。そうすると、今、農水省としては、生産者としては合理的な計画を立てた場合に、後から国が計画の変更を求めたり、補給金を支払わなかったりすることはないというふうに確認してよろしいのですか。

○枝元生産局長 そこは3ページの一番下にございまして、実際は計画を作られます。ただ、その年々の天気だとかいろいろなことで、飼っている牛が実際にそれだけの量を出せるとか出せないとかいろいろなことがございますので、計画の段階でまずそれを認めて、これだけの交付対象数量ということで決めますけれども、実際にお金を払うのはこの3のところにあるとおり、四半期ごとに認定をいたします。その生乳がちゃんと加工に回ったということを確認して、それに対して補給金を出すという仕組みになっておりますので、

加工に回らないものに補給金が行くとか、そういうことはないようになっています。

○林委員 そのエリアに酪農家A、B、Cがいたときに、A社、B社、C社としては、それぞれはリーズナブルな計画を立てて生産をしたところ、トータルで見てそのエリアで農水省の考えている生産量と合わないからといって、後からこの部分は補給金は足りませんよとかいうことはないのですね。

○枝元生産局長 もし積み上げて総交付対象数量より多くなるとすれば、その分は払わないことになるので、それは最初の段階で比例的に減らすのかどうか、現段階では分かりません。そこは検討しなければいけませんけれども、総交付対象数量の範囲内で交付対象数量をお渡しするということになると思います。

○林委員 では、関連でもう一つ伺いますが、例えば、事業者、酪農家が需給計画に基づいて飲用需要の少ない時期に加工乳製品の生産を行うといった計画は認められるのですね。

○枝元生産局長 基本、年間の安定的な取引というものをこの条件にしてございます。

○林委員 計画的にこの1カ月という、需要の少ない時期に加工に回しますというのはかなり合理的な計画だと思うのですが。

○枝元生産局長 そこは、先ほども申し上げたとおり、個としては合理的なのかもしれないのですけれども、とにかく夏に牛の出す生乳量というのが減る一方、飲用の需要が高くなります。他方、冬に牛が出す生乳が多くなる一方、我々が飲む牛乳の需要は減ることになります。その間に年間を通じて一定の加工需要というのがございます。ですから、その個の判断を積み上げていくと、結局、夏には基本的には全部飲用に売っていきますという格好になり、冬は加工用に売っていきますという積み上げになってしまうはずなのです。みんながそうすると安定的にならないので、年間を通じて安定的に加工用に仕向けてくださいと。生産者の方と事業者と乳業との間では基本的にはそのような考え方で年間の契約を結ぶというのが一般的になっているということです。

○林委員 不需要期のこの期間は加工乳製品の生産を行いますというのは年間計画としてあり得ると思うのですけれども。

○枝元生産局長 加工用の需要というのは年間ずっとあります。あと、先ほど申し上げたような夏と冬の状況の差というのがあって、その不需要期だけ加工に回すというのを皆さんがやるということは、結局、不需要期だけに加工がいて、加工といっても、加工は加工でまた年間を通じて需要がございましたので、そこがまずおかしくなります。

逆に言いますと、今度は需要期のときには加工に回さずに飲用だけに回していくことになると、結局、加工需要にも応えられなくなるし、結果的には飲用の需要を大幅に上回る供給になる。農業競争力強化プログラムで求められている「飲用向けと乳製品向けの調整の実効性の担保」とは、そういう極端な事態にならないように対応するという趣旨であると考えております。

○林委員 今、おっしゃったことについては、自主的な生産計画、販売計画に基づく経営という今回の改革の趣旨に、いかにしてマッチさせていくか、引き続き議論したいと思

ます。

もう一つお伺いしてもよろしいでしょうか。

骨子のⅡの1、(3)①のアというところで、先ほど「正当な理由」を省令で定めるとおっしゃったかと思うのですけれども、今回の改正に当たり、酪農家保護、生産者保護の観点から2つ問題があったと私は認識しています。それが果たしてこの枠組みで解決しているのかどうか確認したいと思います。

1点目の問題は、全量委託しないと補給金をもらえないという問題。いわゆる部分委託の問題。それが果たして今回の枠組みで事実上も全量委託を強制されるような形にならなくなっているかどうかを確認したいと思います。

もう1点の問題点は、指定団体に全量委託したときに、補給金をもらう額の計算の不透明さです。これは、前にも枝元局長にお聞きして、全国の計算を出してくださいと言ったら、それは不透明なのですよねと会議でも局長自身がおっしゃったぐらいで、現在も明らかになっていないと思います。今回、この2つのルート、酪農者に直接払うだけでなく、既存の指定団体を通じた支払いも続けるとすると、ここの問題というのは解消していないように思うのです。

ちょっと戻りますけれども、この「取引を拒むことのできる正当な理由」次第ではいかようになってしまうように思うのですが、ここのところを全部委託が強制されないようにするどんな仕掛けを農水省はお考えになっているのでしょうか。

○枝元生産局長 まず1点目の、全量委託しないと補給金をもらえないという問題。今、指定団体の場合には全量委託を原則としてやっています。その法的な位置付けは別として。今回は、そこはそうではなくて生産者の自由な経営という観点から、個々の省令で定める場合以外は受託をしないといけないという格好になります。当然、全量預けたいという人もいるのだと思いますし、そうではない方もいらっしゃると思うので、個々の事情に応じて指定団体なり指定事業者の方と契約をしていただくという格好になる。それを指定事業者が拒める場合というのは省令で決める場合のみなので、それ以外の場合は受託をしないといけないということで担保ができると思っています。

あと、経費の不透明さについては、先ほど申し上げましたとおり、この対象事業者の中から指定事業者が出てきますので、1ページの一番下にございますけれども、対象事業者はその事業の実績また経費ですね。先生が前におっしゃっていた不透明という経費について、大臣と実際の酪農家のところに報告しないといけないということを法律上明記いたします。その集送乳のところにそれが出てきておりませんが、指定事業者というのは対象事業者の中から選ばれるというか、申請して指定される方になりますので、この実績、コストの中に集送乳調整金も含めた経費がちゃんと大臣と生産者に開示されるということを経度的に担保しているということです。

○金丸座長 どうぞ。

○大田議長 正当な理由とありますが、正当ではない理由で拒んだ場合にチェックがなさ

れるのでしょうか。例えばある業者が新しい販路を開拓しました、と。翌年から7割はそちらにやりますが、残り3割は引き続きおたくにお願いしますといった場合に、先ほどの「正当な理由」の中の短期間の生乳取引を求められたとかそういう理由で取引を拒んだ場合にチェックする体制ができていますか。これが1点です。

もう一点。指定生乳生産者団体と指定事業者と名前が2つあります。全体が指定事業者で、その中に指定生乳生産者団体というのがある、と。何で指定生乳生産者団体というのを区別する必要があるのかがよくわかりません。名前が残ることによって、既存の指定団体が続くのではないかという誤解を与えるおそれもあると思うのですが、なぜ指定事業者というくりではいけないのかというのが2つ目の質問です。

それから、選定のプロセスは指定生乳生産者団体と指定事業者で違うのか。これが3つ目の質問です。

○枝元生産局長 3つ目というのは、申請後の選定というか指定のプロセス。

○大田議長 そうです。

○枝元生産局長 それは変わりません。

○大田議長 同じなわけですね。

○枝元生産局長 はい。

まず、チェックのほうですけれども、ここは現実問題としていろいろなケースが出てくるのだらうと思っております。計画が今回出てくるので、それぞれ扱っている生乳の量だとか、そういうものの違い、増減が分かってきますので、その際に我々はチェックをしたいと思っております。ただ、そのチェック自体を法律には書いておりませんが、そこは実際にいろいろなケースが出てくると思うので、そこはチェックをしながら。両面あると思います。先生がおっしゃったようなこともあるし、逆のような話もあるのだらうと思うのですけれども、そここのところを整理していく、一定の合理的な世界に持っていくことが必要だと思っていて、そこはそういうチェックをしたいと思っております。

2点目の指定事業者の中の一部が指定生乳生産者団体だというのはそのとおりですけれども、この法律に基づいてまた新しく指定をいたしますので、そういう意味では一回切れることとなります。あと、法的な面で言いますと、指定生乳生産者団体の構成員というのはまさに酪農家なので、現行法もそうなのですけれども、受託を拒んではいけないとか、プールだとか、構成員そのものに指定事業者になるとものすごく大きな影響があるものですから、これについては総会の議決が必要となっております。今回、新しい法律でも、指定の申請をする際に総会の議決が必要になるので、その際に、指定事業者の中で生乳生産者団体の場合は指定の申請に当たって総会の議決を経る必要があると。そこで名前としては区分けになっているということです。

○金丸座長 よろしいですか。

○林委員 済みません。先ほどの点にちょっと戻りたいのですけれども、Ⅱの1の(3)の①のアのところですか。「生乳販売の委託又は生乳の売渡しが年間を通じて安定的に行わ

れる見込みがない場合」というのは、実際の生乳受託契約の中では見込みがあるかないかというの、例えば受託を受ける指定団体側が判断するのですか。

○枝元生産局長 そうです。契約なので、生産者が指定事業者とそれ以外の事業者で、例えばこれだけこちらに出したい、これだけこちらに出したいと言ってきたときに、正当な理由で拒めるかどうかを判断するのはその指定事業者になります。ただ、それは先ほど大田先生からもあったとおり、いろいろな可能性が考えられるので、チェックはしていけないといけないのだろうなとは思っております。「年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合」と書いてございますので、農林水産省令でこの具体化も含めてきちっと書くことにしています。それが先ほど申し上げた5点でございます。

○林委員 先ほどおっしゃった5点なのですけれども、例えば「生乳生産の季節変動を超えて変動する生乳取引を求められる場合」とか、いずれにしても、かなり裁量の解釈の余地のある書き方になっていますね。

○枝元生産局長 若干抽象的なこともございますけれども、そこはできる限り具体化していくのだろうなとは思っています。

○林委員 実際の生乳受託契約例、これまで生産局長通知で出されたものがどういうふうに改まるのか。現実には、あれを基に個別の契約書が作られているので、どういうふうに改まるのかという点も確認させていただきたいと思えます。

○枝元生産局長 今、法律を作っている段階なので、そこまでお示しできませんけれども、現行制度では、生産局長通知が1本あって、そこに契約例というのが1つあって、それが全ての指定団体で使われているので、全量委託が基本となっております。今回、そこは部分委託をまず認める。ただ、その際にルールとして、農業競争力強化プログラムで書いてあるように、不公正性だとか、場当たりだとかという事態を防ぐためにどういうふうにルール化するかということで、そういう場面が起こるといのは受託をする場合なので、その受託を拒める拒めないというこの省令の規定で、まず通知ではなくて省令で書くことによって、より高いレベルでルール化することができるというのが1点。

それを踏まえた上で、生産局長通知だとか、様々な通知がございますので、それについてはこの精神に従って法律が通って施行するまでの間に見直していくことになります。

○林委員 これまでのものを引きずるのではなく、新しく、直接、酪農家に補給金が渡るほうを原則にさせていただきたいと思うので、契約書のひな形を紹介するに際しては、新しいルールに基づくものを新規に作っていただきたいと思えます。既存のものを手直しするだけでなく、分かりやすく、酪農家がこれを使って直接自分の自主的な経営計画に基づく販売ができるように。こういった契約書のひな形を国として出していくということが生産者の経営マインドの促進に役立つのではないかと思いますので、是非ともお願いしたいと思います。

○枝元生産局長 それはおっしゃるとおりだと思います。今の通知自体を手直しするよう

な形で見直せるとは思いません。今回、制度は本当にならと変わりますので、それに従って新しい通知が必要などころは通知を作っていくことになろうかと思えますけれども、正直、今、その中身まで御説明できるようなところまでちょっと考えられていないので。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

本間先生もいいですか。

○本間専門委員 一言。

1カ月だけ飲用から加工に回すというモチベーションが個々の生産者にはありますよね。そこは認められているのですよね。個々の生産者が不需用期には飲用から加工に回して、それを積み上げていくと、農水省としてはバター供給が安定的にできないからそういうのは望ましくないと考えられているようなのですが、そこは個々の生産者が1カ月でも2カ月でもそういう計画に基づいてちゃんとやりますよということがどうして認められないのかなという気がするのですね。バターが不足することがあったらalicで輸入すればいい話であって、もし国産のバターが足りなくなったら国産のバターの値段が上がるというだけの話であって、バターと飲用牛乳をコンスタントにどの季節でもあまり変動なく供給することが市場のニーズにかなっているとはあまり思えないのですね。

○枝元生産局長 先生、そこはコンスタントにと申しあげているのではなくて、一定の季節変動がありますので、大体その範囲でということ。自ら生産される方、自ら委託をすとか、自ら加工される方というのは多分コンスタントになっているのだと思います。自分で販売されるわけではなくて、多分一番問題になるのは受けるほうですね。というところでそういう話が出てくるのではないかと思うのです。だから、個々の生産者自体が不需用期だけに例えばチーズを作りましようとか、そういうことはあまりなくて。個々の生産者が自らということは。

○本間専門委員 メーカーの工場対応という意味ですね。

○枝元生産局長 そうです。工場対応も含めて。そこはある程度の量を相当持っている事業者ですね。その問題があるのだと思います。

○本間専門委員 そこはある意味、程度問題でもあるのですね。全然稼働しない工場があるとか、そういう時期が出てくることは確かなのだけれども、コンスタントに加工原料乳を生産者に強要することがそれへの対処として望ましいかどうかというのはちょっと別問題のような気がします。

○枝元生産局長 工場は工場としてあって、一定の需要というのは年間ありますので、不需用期だろうが需用期だろうが、ラインの問題だとか雇用の問題だとかいろいろなことがございます。そういうことも含めて加工用については事業者と生産者と乳業で年間で計画をしているというのが一般的だということからも分かるのとおり、コンスタントというのを求めているわけではなくて、需用期、不需用期にいろいろな波があることは事実なのです。だから、その範囲で、とにかく安定的にやってくださいということ。それを不需用期だけに加工に仕向けると、それを積み上げていくと、結局、不需用期だと工場が需用対応

できなくなりますが、需要期のほうで飲用のほうをずっとやっていくと、今度は加工需要に対応できなくなりますが、そこを年間安定的にやっていただく。要は需要に応じて作ってくださいという補給金の趣旨に合致するという趣旨なのです。

○大田議長 全体として安定すればいいのではないですか。個々の事業者にはそれぞれの生産計画があっても、全体として安定していればいいのではないですか。そのために需要と供給をつなぐ調整を農水省がなさるのではないのですか。

○枝元生産局長 ええ。だから、全体的に安定するというのが、年間を通じて安定的にということです。その積み上げが全体なので。

○金丸座長 販売計画も生産計画もまだ集めていないわけですね。

○枝元生産局長 はい。

○金丸座長 今回、制度が改まって、集めてみてから、安定とは何かとか、不安定だなどかいう定義があるのだったらいいのだけれども、前もってこういう変動は安定的で、ここまでする許容範囲だというのを決めておいて、それを補給金の対象にするのは逆ではないかなと。御懸念は分かるのですけれども、集めてみたら、それほど不安定というか、全体としてもバランスが取れているということも起こり得るので、本来は自主的な計画に基づいて集まったものも安定的になるように指導とかしていくのが農水省のお仕事だと思うのです。最初にシャッターを下ろして、すき間を少なくしていかれることはないと思うのだけれども、説明を聞いていると、あれこれ言うことによって間接的に全量委託に誘導するということが起きるのではないかとということが皆さんの懸念なので、そこはそうではないということとは是非確認しておきたいのです。

○枝元生産局長 ええ。そこはそうではないと思います。正直に申し上げると、季節変動というのは実際に計画をもらってみないとわからないところがあります。

○金丸座長 わからないですよ。

○枝元生産局長 ただ、短期間というところだけはすごくはっきりしているので、そこだけは申し上げます。

○金丸座長 それと、今でも加工用に回っているのは北海道がほとんどで、それ以外の指定団体のところで集まっている生乳の中の加工に回る割合はそれほど大きくはないですね。小さいのではないですか。

○枝元生産局長 地域によります。

○金丸座長 だから、地域によっては小さいところもあるので、そのときに継続しながら安定的な取引といったときのグラフというか、見たときには、現状やっつけらっしゃるような人たちのボトムとピークというのがある。実態としては許容範囲ですよ。それも逸脱してころころ変わるような計画を酪農家の皆さんが作るとは私は思えない。

○枝元生産局長 私もそう思いますね。

○金丸座長 ですよ。ですから、まずは大きく懐を広げて、皆さんの行動を見て、それで今回は農水省が監督責任を負っていただくということなので、そうやってまずは解放し

て行動を変えて、それでPDCAを回すみたいなことを是非してほしいと思いました。

今、大変苦勞されているときにお越しいただいて、今日は各委員からの御指摘、御懸念があったのですが、これは新しい制度が生まれる過程において、我々の立場としては、冒頭、局長から説明していただいたように、経営マインドを持って、かつ、酪農家の皆様が自由に販路を決めることができ、自分で、生乳のうち飲料とか加工とか、その先の販売先も決められるようにしようということなので、それは是非、法の趣旨にのっとり酪農家の方々を中心に考えて、制度設計をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○枝元生産局長 はい。そこは我々も飲用に集中することによっていろいろな課題もありますし、これからの需要状況を考えると、できるだけ加工のほうに向いていただきたいと思います。ということで、生産者自ら作る場合もあるし、乳業にそれを売った上で乳業が作る場合もあるし、あと、今で言う指定団体ですとか、中間に入る事業者のところをそういう加工マインドを持つということもすごく大事なので、そこは是非この補給金を活用していただけるようにやっていきたいと思っております。

○金丸座長 いずれにしろ、飲料用と加工用と合わせて総量が需要に足りていないからこそ、バターとか輸入しているわけではないですか。ピークの変動。

○枝元生産局長 現状はですね。

○金丸座長 現状は。それが国産になればそれに越したことはない。

○枝元生産局長 そう思います。

○金丸座長 ということだと思ふのですね。

以前、ホクレンの皆様をお呼びしたときにも、需給調整とか生産調整というのはやってもあまり意味がないというか、やる気もないと。酪農家の人たちには作るだけ作ってほしいと。なぜなら、今、申し上げたように、量が足りていないからであると。今後、仮に余ったとしても、輸出を考えて、LL牛乳とかの可能性もあるので、それを考えたら、どんどん作ってほしいというのがホクレンの立場だということをお聞きしたので、是非よろしくお願ひします。

○枝元生産局長 そこはみんなそういうことだと思っております。

○金丸座長 では、以上で終わらせていただきます。